

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 4 月 27 日 28 日 29 日 30 日（角田衛生センター）

平成 27 年 4 月 8 日 15 日 22 日 27 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	110 (17)	470 (16)	580
大河原衛生センター	8,000 以下	150 (16)	470 (17)	620

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

# 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 5 月 2 日 3 日 4 日 5 日（角田衛生センター）

平成 27 年 5 月 6 日 13 日 20 日 23 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	99 (14)	400 (15)	499
大河原衛生センター	8,000 以下	150 (21)	610 (17)	760

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 6 月 5 日 12 日 19 日 26 日（角田衛生センター）

平成 27 年 6 月 3 日 10 日 17 日 24 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	110 (19)	400 (14)	510
大河原衛生センター	8,000 以下	180 (16)	640 (17)	820

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 7 月 17 日 24 日 28 日 31 日（角田衛生センター）

平成 27 年 7 月 1 日 8 日 15 日 22 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	62 (14)	240 (12)	302
大河原衛生センター	8,000 以下	110 (18)	440 (17)	550

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 8 月 15 日 16 日 21 日 29 日（角田衛生センター）

平成 27 年 8 月 5 日 12 日 19 日 26 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	72 (17)	310 (13)	382
大河原衛生センター	8,000 以下	95 (19)	440 (16)	535

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 9 月 18 日 26 日 28 日 30 日（角田衛生センター）

平成 27 年 9 月 2 日 9 日 23 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	57 (16)	290 (12)	347
大河原衛生センター	8,000 以下	83 (19)	350 (14)	433

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

# 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 10 月 18 日 26 日 28 日 30 日（角田衛生センター）

平成 27 年 10 月 7 日 14 日 21 日 28 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	110 (19)	510 (16)	620
大河原衛生センター	8,000 以下	120 (20)	520 (17)	640

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 11 月 9 日 16 日 23 日 30 日（角田衛生センター）

平成 27 年 11 月 4 日 11 日 18 日 25 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	98 (14)	430 (16)	528
大河原衛生センター	8,000 以下	90 (16)	360 (12)	450

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。



## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 12 月 9 日 17 日 23 日 29 日（角田衛生センター）

平成 27 年 12 月 2 日 9 日 16 日 23 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	80 (19)	380 (20)	460
大河原衛生センター	8,000 以下	48 (16)	290 (14)	338

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 1 月 9 日 16 日 23 日 30 日（角田衛生センター）

平成 28 年 1 月 6 日 13 日 20 日 27 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	23 (13)	160 (16)	183
大河原衛生センター	8,000 以下	39 (17)	170 (14)	209

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 2 月 2 日 6 日 13 日 20 日（角田衛生センター）

平成 28 年 2 月 3 日 10 日 17 日 24 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	46 (19)	200 (17)	246
大河原衛生センター	8,000 以下	34 (16)	160 (15)	194

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 3 月 2 日 3 日 8 日 9 日（角田衛生センター）

平成 28 年 3 月 2 日 4 日 7 日 9 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	130 (19)	570 (17)	700
大河原衛生センター	8,000 以下	47 (12)	200 (12)	247

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。